

5 月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

〒555-0024

大阪市西淀川区野里1-12-20ハイツ守山202

世古年幸税理士事務所

代表 税理士 世古年幸

TEL 06-6477-7890

FAX 06-6477-7897

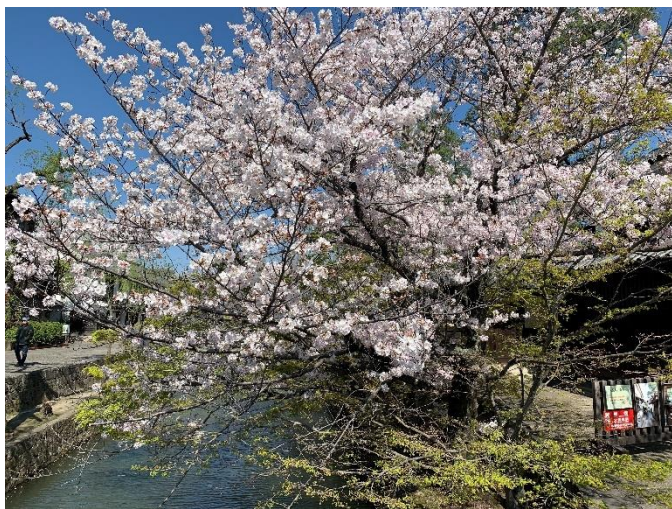
メール info@seko-tax.comホームページ <http://www.seko-tax.com/>

1 ごあいさつ

今月、事務所便り第85号を発行させていただきます。

緊急事態宣言が延長されることが決まりました。医療体制の崩壊を防ぐためにも延長は仕方ないことだと思いますが、日本経済への影響も少なくなるように日本政府の舵取りをお願いするばかりです。

今月は、緊急事態宣言で外出を控えておりましたので、これまでに撮影した写真を掲載させていただきます。



(写真は、倉敷市の美観地区の桜です)

今月発行の事務所便りの内容としましては、税金よりのピックアップとしまして、**新型コロナウイルス感染症の支援策について その2**、税金以外のテーマとしまして**自己治癒力を高める方法 その2** を書いております。

皆様のご参考になれば、うれしく思います。

2 新型コロナウイルス感染症の支援策 につい

て その2

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴って現状発表されている支援策をご紹介します。

持続化給付金

中小法人と個人事業者によって申請要件に違いがありますので、別々にご紹介させていただきます。

<法人>

(申請の要件)

給付対象者

(1)	2020年4月1日時点において、次のいずれかを満たす法人であること。 ① 資本金の額又は出資の総額が 10億円未満 であること。 ② 資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が 2,000人以下 であること。
(2)	2019年以前から事業により事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思があること。
(3)	2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響などにより、 前年同月比で事業収入が50%以上減少した月があること。 *対象月は、2020年1月から申請する月の前月までの間で、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月のうち、ひと月を任意で選択できます。 *対象月の事業収入については、新型コロナウ

	<p>ウイルス感染症対策として地方公共団体から休業要請に伴い支給される協力金などの現金給付を除いて算定することができます。</p>
--	---

申請期間・方法

申請期間	令和2年5月1日から令和3年1月15日まで
申請方法	持続化給付金の申請用 HP からの電子申請。
証明書類	<p>① 対象月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告書別表一の控え、及び法人事業概況説明書の控え</p> <p>② 対象月の月間事業収入がわかるもの</p> <p>③ 法人名義の振込先口座の通帳の写し</p> <p>④ その他事務局が必要と認める書類</p>

給付額の算定方法

給付金の給付額は、**200万円を超えない範囲**で対象月の属する事業年度の**直前の事業年度の年間事業収入**から、**対象月の月間事業収入に12を乗じて得た額を差し引いたもの**（その額に10万円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）とします。

給付額の算定式

- S**：給付額（上限200万円）*10万円未満は切り捨て
- A**：対象月の属する事業年度の直前の事業年度の年間事業収入
- B**：対象月の月間事業収入

$$S = A - B \times 12$$

*給付の上限は200万円となります。



(写真は、倉敷市の大原美術館です)

算定例1	<p>直前の事業年度（2019年度）の年間事業収入：500万円</p> <p>直前の事業年度（2019年度）の4月の月間事業収入：50万円</p> <p>2020年4月の月間事業収入：20万円</p> <p>直前の事業年度（2019年度）の4月分の月間事業収入が50万円、2020年4月の月間事業収入が20万円であり、前年同月比で50%以上減少しているため給付対象となります。</p> <p>260万円 = 500万円 - 20万円 × 12</p> <p>260万円 > 200万円（上限額）</p> <p>給付額 200万円</p>
算定例2	<p>直前の事業年度（2019年度）の年間事業収入：300万円</p> <p>直前の事業年度（2019年度）の4月の月間事業収入：30万円</p> <p>2020年4月の月間事業収入：13万円</p> <p>直前の事業年度（2019年度）の4月分の月間事業収入が30万円、2020年4月の月間事業収入が13万円であり、前年同月比で50%以上減少しているため給付対象となります。</p> <p>144万円 = 300万円 - 13万円 × 12</p> <p>144万円 < 200万円（上限額）</p> <p>給付額 140万円（10万円未満は切り捨てのため）</p>

(申請の特例)

通常の申請では不都合が生じる場合に下記の特例が設定されています。

A：証拠書類等に関する特例

A-1	直前の事業年度の確定申告が完了していない場合
A-2	申請書と証拠書類等の法人名が異なる場合

B：給付額に関する特例

B-1	<p>創業特例</p> <p>2019年1月から12月までの間に設立した</p>
-----	--

	法人に対する特例
B-2	季節性収入特例 月当たりの事業収入の変動が大きい法人に対する特例
B-3	合併特例 事業収入を比較する2つの月の間に合併を行った法人に対する特例
B-4	連結納税特例 連結納税を行っている法人に対する特例
B-5	罹災特例 2018年又は2019年に発行された罹災証明書を有する法人に対する特例
B-6	法人成り特例 事業収入を比較する2つの月の間に個人事業者から法人化した者に対する特例
B-7	NPO法人や公益法人等特例 特定非営利法人及び公益法人等に対する特例

上記の特例を1つずつ紹介するのは、紙面の関係で無理ですので、「持続化給付金申請要領」でご確認をお願いいたします。



(写真は、倉敷市の美観地区の桜です)

<個人>

(申請の要件)

給付対象者

(1)	2019年以前から事業により事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思があること。
-----	--

(2)	2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響などにより、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月があること。
-----	--

申請期間・方法

申請期間	令和2年5月1日から令和3年1月15日まで
申請方法	持続化給付金の申請用HPからの電子申請。
証明書類	(青色申告) ア 2019年分の確定申告書第一表の控え、及び所得税青色申告決算書の控え イ 対象月の月間事業収入がわかるもの ウ 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し エ 本人確認書類 オ その他事務局等が必要と認める書類
	(白色申告) ア 2019年分の確定申告書第一表の控え イ 対象月の月間事業収入がわかるもの ウ 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し エ 本人確認書類 オ その他事務局等が必要と認める書類

給付額の算定方法

給付金の給付額は、100万円を超えない範囲で、2019年の年間事業収入から、対象月の月間事業収入に12を乗じて得た額を差し引いたもの(その額に10万円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。)とします。

給付額の算定式

(青色申告・白色申告共通)

S: 給付額(上限100万円) * 10万円未満は切り捨て

A: 2019年の年間事業収入

B: 対象月の月間事業収入

$$S = A - B \times 12$$

* 給付の上限は100万円となります。

算定例は、法人の場合で説明しておりますので、省略い

たします。

(申請の特例)

通常の申請では不都合が生じる場合に下記の特例が設定されています。

A：証拠書類等に関する特例

A-1	2019年分の確定申告の義務がない、その他相当の事由により提出できない場合
A-2	「確定申告期限の柔軟な取扱いについて」に基づき、2019年分の確定申告を完了していない場合又は住民税の申告期限が猶予されており当該申告が完了していない場合その他相当の事由により提出できない場合

B：給付額に関する特例

B-1	新規開業特例 2019年1月から12月までの間に開業した者に対する特例
B-2	季節性収入特例 月当たりの事業収入の変動が大きい者に対する特例
B-3	事業承継特例 事業収入を比較する2つの月の間に事業承継を受けた者に対する特例
B-4	罹災特例 2018年又は2019年に発行された罹災証明書を有する法人に対する特例

上記の特例を1つずつ紹介するのは、紙面の関係で無理ですので、「持続化給付金申請要領」でご確認をお願いいたします。

休業協力金

飲食店等休業要請が出されている業種の事業者につきましては、都道府県別に休業協力金の情報が出ていますので、対象業種の事業者様は、各自でご確認していただければと思います。

【参考文献】

- ・中小企業庁発行の持続化給付金申請要領



(写真は、高台から倉敷市内を撮影しました)

3 自己治癒力を高める方法 その2

「食」「健康」「ストレス緩和」「癒し」に関連したテーマについて毎回書いていくことにしております。

今回は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い病院にて診察を受けること自体がリスクになるため「自己治癒力を高める 日光浴」をご紹介します。

日光浴の効用について参考文献には

- ・1日1回 20分程度、太陽の光のもとで散歩することによって体内でビタミンDがつくることができる。
- ・ビタミンDには免疫を調節する働きがあり、風邪やインフルエンザ、気管支炎や肺炎などの感染症の発症・悪化の予防にも関与する。
- ・免疫機能を調節する。
などと書かれていました。

不要不急の外出を控えないといけなくなっておりますが、免疫力を高めるために手軽にできる散歩をされてみてはいかがでしょうか。

【参考文献】(WEBサイト)

- ・全業工業(株) ビタミンDで丈夫な体づくりーなぜ・インフルエンザの発症予防にもー
- ・ライフハック DIME 1日1回日光を浴びるだけでOK! 風邪、インフルエンザ、糖尿病の予防になる新習慣

5 編集後記

今月も最後までお読みいただきありがとうございます。